

令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度)

下関市障害者計画

令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)

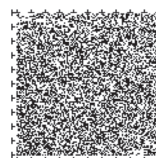
下関市障害福祉計画(第7期) 下関市障害児福祉計画(第3期)

概要版



下関市

令和6年(2024年)3月



第1章 計画の策定に当たって

■ 計画の策定の背景と趣旨

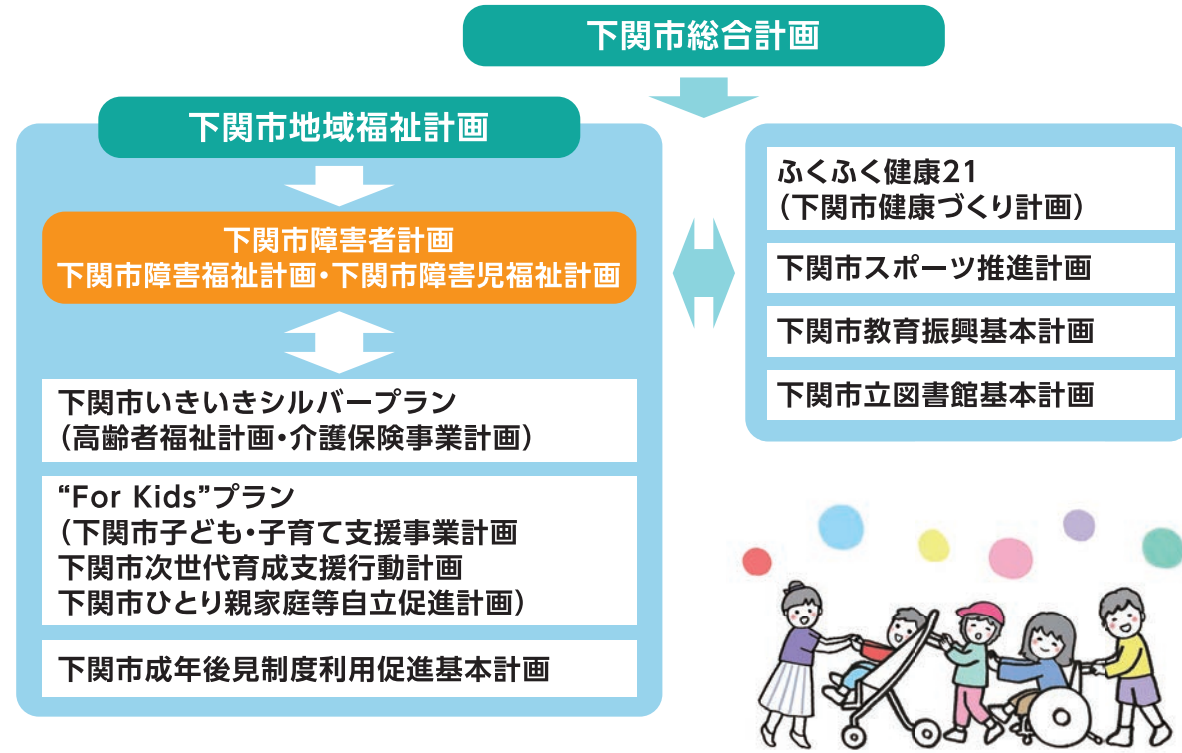
本市は、平成30年(2018年)3月に「下関市障害者計画」、「下関市障害福祉計画(第5期)」及び「下関市障害児福祉計画(第1期)」の3つの計画を一体的に策定し、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと、「障害のあるなしにかかわらず、誰もが地域から必要な支援を受けながら、地域との関わりの中で自分らしく暮らすことのできるまち」を目指すことを基本理念として障害のある人の福祉に関する施策を推進してきました。

また、令和3年(2021年)3月にこれら3つの計画のうち「下関市障害福祉計画(第5期)」及び「下関市障害児福祉計画(第1期)」を計画期間満了により、「下関市障害福祉計画(第6期)」及び「下関市障害児福祉計画(第2期)」として策定しました。

これら3つの計画が令和5年度(2023年度)に期間満了となることから、これまでの施策の状況を踏まえ、本市の障害者の実態やニーズに即した障害者施策を、さらに総合的・計画的に推進していくため、「下関市障害者計画」、「下関市障害福祉計画(第7期)」、「下関市障害児福祉計画(第3期)」を一体的に策定し、効率的な運用を図ります。

■ 他の計画との関係

本市の行政運営の基本計画である「第2次下関市総合計画」を踏まえ、関連する本市の様々な計画との整合性を図り、策定したものです。

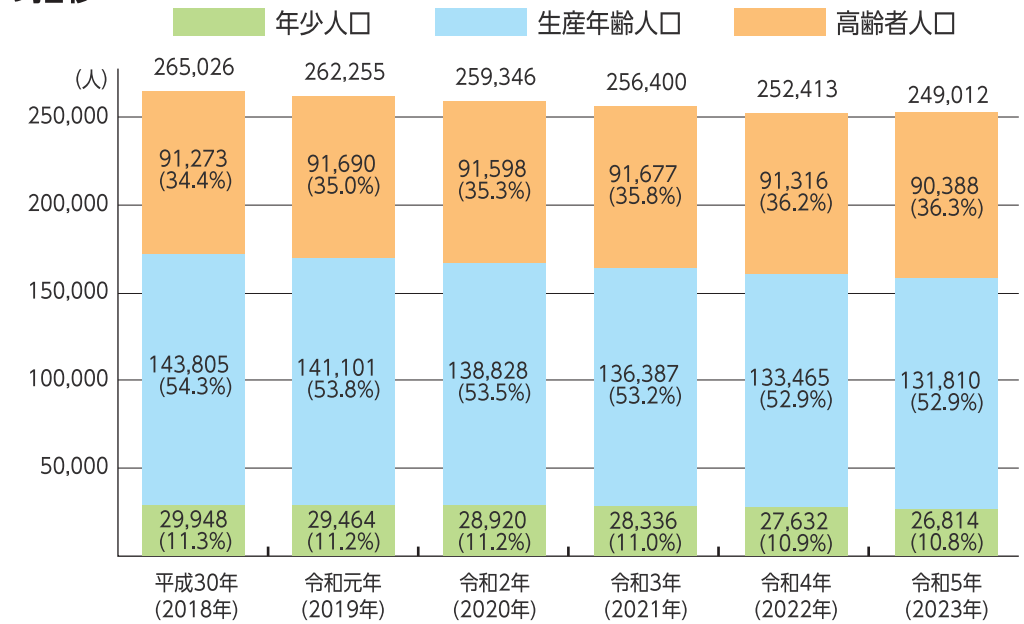


■ 計画の期間

計画名	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
障害者計画	計画期間(令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度))					
障害福祉計画	第7期計画 令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)			第8期計画 令和9年度(2027年度)～令和11年度(2029年度)		
障害児福祉計画	第3期計画 令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)			第4期計画 令和9年度(2027年度)～令和11年度(2029年度)		

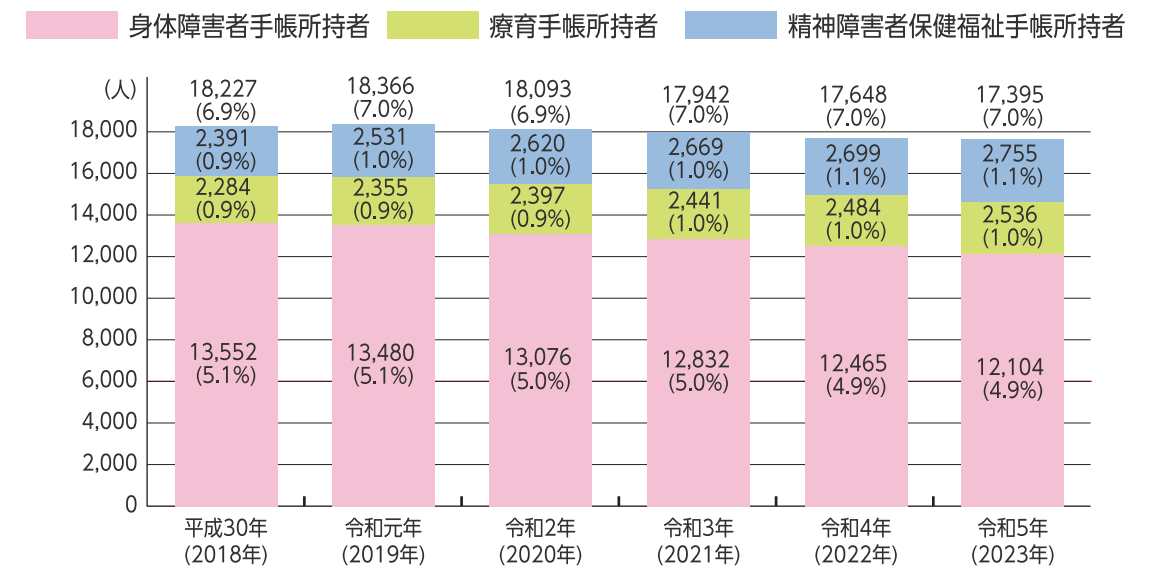
第2章 障害者施策に関する現状

■ 人口の推移



資料:住民基本台帳に基づく市総務課集計数(各年3月31日現在)

■ 障害者手帳所持者(身体・知的・精神)

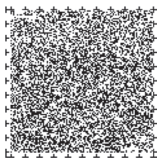
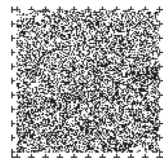


※人数の()は、住民基本台帳人口に占める割合
資料:障害者支援課・健康推進課(各年4月1日現在)

■ 難病患者の状況

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
指定難病	2,288	2,350	2,501	2,461	2,539
小児慢性特定疾病	257	266	280	280	280

資料:健康推進課(各年4月1日現在)



第3章 計画の基本方針

■ 基本理念

障害のある人の福祉に関する最も重要な理念である「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと、障害のあるなしにかかわらず、誰もが地域から必要な支援を受けながら、地域との関わりの中で、自分らしく暮らすことのできるまちをめざします。

第4章 障害者計画

■ 施策体系

基本理念	計画	基本方針	基本施策
障害のあるなしにかかわらず、誰もが地域から必要な支援を受けながら、地域との関わりの中で自分らしく暮らすことのできるまち	障害者計画	① 地域支援体制の推進	(1) 啓発・広報活動
			(2) 地域福祉
			(3) 相談体制
			(4) 情報提供体制
			(5) 日常生活における支援
			(6) 社会参加
	② 早期療育・教育の充実	(7) 防犯・防災対策及び災害時の対応	
		(8) 障害者団体の育成・支援	
		(9) 国際交流	
	③ 保健・医療の充実	(1) 障害の早期発見・早期療育	
		(2) 在宅障害児に対する相談、支援の充実	
	④ 就労・雇用の促進	(3) 子どもたちの状況に応じたきめ細かな教育の推進	
(1) 健康づくりの促進			
⑤ 生活環境の整備	(2) 障害のある人の保健・医療の充実		
	(1) 雇用の拡大		
⑥ 障害のある人の権利を尊重するまちづくり	(2) 総合的な就労支援施策の推進		
	(1) 人にやさしいまちづくりの推進		
	(2) 住まいの整備		
障害福祉計画 (第7期)	① 障害福祉サービス	(1) 権利擁護	
		(2) 虐待防止	
		(3) 人権啓発活動などの推進と差別解消の促進	
		(4) 相談支援	
② 地域生活支援事業	(1) 訪問系サービス		
	(2) 日中活動系サービス		
	(3) 居住系サービス		
	(4) 相談支援		
	(1) 相談支援事業		
	(2) 意思疎通支援事業		
③ 令和8年度(2026年度)に向けた成果目標	(3) 日常生活用具給付等事業		
	(4) 移動支援事業		
障害児福祉計画 (第3期)	① 障害児支援	(5) 地域活動支援センター事業	
		(6) その他の事業	
		(1) 児童発達支援(福祉型)	
		(2) 児童発達支援(医療型)	
		(3) 放課後等デイサービス	
		(4) 保育所等訪問支援	
		(5) 居宅訪問型児童発達支援	
(6) 障害児相談支援			
② 令和8年度(2026年度)に向けた成果目標	(7) 医療的ケア児コーディネーター		

第5章 障害福祉計画(第7期)

■ 基本的考え方

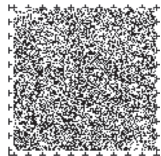
- 共生社会を実現するため、障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮し、障害のある人の自立と社会参加の実現を図るため、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。
- 障害のある人が、障害種別に関係なく、誰もが等しく、地域で障害福祉サービス等が受けられる提供体制の確保に努めます。
- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応するため、地域生活支援の拠点づくり等、安心して地域生活が送れる障害福祉サービス等の充実に努めます。
- 全ての人相互に支え合い、尊重し合える地域共生社会の実現に向け、手話に対する理解促進や手話の普及に取り組むなど、意思疎通支援事業等を推進します。
- 障害のある人の様々な障害福祉に関するニーズに対応していくため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化や障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築に努めます。
- 事業者の人材の確保、育成及び定着については、事業所への働きかけとともに、介護保険の取組も参考にして、施策化を検討します。

■ 障害福祉サービス

訪問系サービス	● 居宅介護 ● 重度訪問介護 ● 同行援護 ● 行動援護 ● 重度障害者等包括支援
日中活動系サービス	● 生活介護 ● 療養介護 ● 短期入所 ● 自立訓練(機能訓練) ● 自立訓練(生活訓練) ● 就労移行支援 ● 就労継続支援(A型) ● 就労継続支援(B型) ● 就労定着支援 ● 就労選択支援
居住系サービス	● 共同生活援助 ● 施設入所支援 ● 自立生活援助
相談支援	● 計画相談支援 ● 地域相談支援

■ 地域生活支援事業

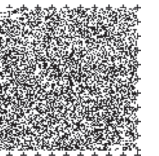
相談支援事業	● 障害者相談支援事業 ● 障害児等療育支援事業
意思疎通支援事業	● 要約筆記等派遣事業 ● 手話奉仕員派遣事業・手話通訳者派遣事業 ● 手話通訳者設置事業 ● 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 ● 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業
日常生活用具給付等事業	● 介護・訓練支援用具 ● 自立生活支援用具 ● 在宅療養等支援用具 ● 情報・意思疎通支援用具 ● 排せつ管理支援用具 ● 住宅改修費
移動支援事業	● 移動支援事業
地域活動支援センター事業	● 基礎的事業 ● 地域活動支援センター機能強化事業 ● 地域活動支援センターI型
その他の事業	● 訪問入浴サービス事業 ● 社会参加促進事業 ● 日中一時支援事業 ● スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 ● 生活訓練等事業 ● 点字・声の広報等発行事業 ● 要約筆記養成事業 ● 理解促進研修・啓発事業 ● 手話奉仕員養成事業 ● 手話通訳者養成事業 ● 自動車運転免許取得・改造助成事業 ● 盲ろう者向け通訳・介助員養成事業 ● 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業



3



4



令和8年度(2026年度)に向けた成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	設定の考え方
基準値 (施設入所者数)	427人	令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数(継続入所者(11)を減じた数)
目標年度入所者数	409人	令和8年度(2026年度)末時点の施設入所者数(継続入所者(11)を減じた数)
目標値(地域生活移行者数)	22人	基準値のうち、令和8年度(2026年度)末までに施設入所から地域移行した者の数。割合については、目標値を基準値で除した値。国の基本指針を勘案しつつ、実績値に沿って設定。
	5.2%	
目標値(削減見込数)	18人	令和5年度(2023年度)から令和8年度(2026年度)まで(4年間)の施設入所者の削減人数。割合については、目標値を基準値で除した値。国の基本指針を勘案しつつ、実績値に沿って設定。
	4.2%	

(2) 地域生活支援の充実

項目	数値	設定の考え方
地域生活支援拠点等の確保	令和2年度(2020年度)設置	地域生活支援拠点等整備検討部会を設置済みです。また、障害者(児)緊急一時支援事業を実施しています。
コーディネーター等の配置【新規】		下関市基幹相談支援センターにコーディネーターを配置済みです。
年1回以上運用状況を検証及び検討		地域生活支援拠点機能の充実を図るため、年1回以上運用状況を検証及び検討することとします。
強度行動障害を有する障害者の支援体制の整備【新規】		強度行動障害を有する障害者の状況やニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設利用者の一般就労への移行

項目	数値	設定の考え方
基準値 (一般就労移行者数)	34人	令和3年度(2021年度)の就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援(A型・B型)を行う事業)を通じた一般就労への移行者数
	15人	うち令和3年度(2021年度)の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数
	12人	うち令和3年度(2021年度)の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数
	7人	うち令和3年度(2021年度)の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数
就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数	44人	令和8年度(2026年度)中の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数。倍数については、基準値との比較。国の基本指針に沿って設定。
	1.28倍	
うち就労移行支援事業	20人	令和8年度(2026年度)中の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数。倍数については、基準値との比較。国の基本指針に沿って設定。
	1.31倍	

項目	数値	設定の考え方
うち就労継続支援A型事業	15人	令和8年度(2026年度)中の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数。倍数については、基準値との比較。国の基本指針に沿って設定。
	1.29倍	
うち就労継続支援B型事業	9人	令和8年度(2026年度)中の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数。倍数については、基準値との比較。国の基本指針に沿って設定。
	1.28倍	

② 一般就労後の定着支援

ア 就労定着支援事業の利用者数

項目	数値	設定の考え方
基準値 (就労定着支援事業利用者数)	20人	令和3年度(2021年度)における就労定着支援事業の利用者数
目標値 (就労定着支援事業利用者数)	28人	令和8年度(2026年度)中の就労定着支援事業の利用者数。割合については、基準値との比較。国の基本指針に沿って設定。
	1.41倍	

イ 就労定着支援事業の就労定着率

項目	数値	設定の考え方
基準値 (就労定着支援事業所数)	3事業所	令和8年度(2026年度)末における就労定着支援事業所数
目標値 (就労定着支援事業所数)	1事業所	令和8年度(2026年度)末における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所数。割合については、基準値との比較。国の基本指針に沿って設定。
	2割5分	

ウ 就労支援体制の構築

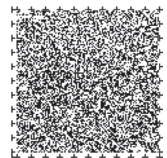
項目	設定の考え方
就労支援体制の構築【新規】	自立支援協議会(就労部会)と連携して、就労支援体制の構築を進めます。

(4) 相談支援体制の充実・強化等

項目	設定の考え方
相談支援体制の充実・強化等	基幹相談支援センターを中心に、自立支援協議会相談支援部会等を活用しながら総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。
協議会の設置【新規】	下関市自立支援協議会を設置済みです。

(5) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	設定の考え方
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	県が実施する研修等への積極的な参加、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有及び指導監査の適正な実施により障害福祉サービス等の質の向上を図ります。



■ 基本的考え方

- 障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援します。
- 障害児及びその家族に対し、障害の疑いの段階から身近な地域で支援できるように、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援などの充実を図ります。
- 障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。
- 障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育などの支援を受けられるようにすることで、障害のあるなしにかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進します。
- 医療的ケア児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにするなど、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。
- 事業者の人材の確保、育成及び定着については、事業所への働きかけとともに、介護保険の取組も参考にして、施策化を検討します。

障害児支援

- 児童発達支援(福祉型)
- 児童発達支援(医療型)
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 居宅訪問型児童発達支援
- 障害児相談支援
- 医療的ケア児コーディネーター

令和8年度(2026年度)に向けた成果目標

障害児支援の提供体制の整備等

項目	数値	設定の考え方
児童発達支援センターの設置	2か所	市内に「下関市こども発達センター」を設置済みです。また、民間事業者が運営する「児童発達支援センターこむぎ」が設置されています。
保育所等訪問支援等を活用した障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)が推進できる体制の構築【新規】	令和5年度(2023年度)設置	市内6事業所で実施している保育所等訪問支援を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進します。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	4か所	重症心身障害児に対する支援については、市内にそれぞれ2事業所(合計4事業所)が開設されています。
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	平成30年度(2018年度)設置	「下関市医療的ケア児支援地域連携会議」を設置済みです。
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	平成30年度(2018年度)配置	医療的ケア児に関するコーディネーターについては、3人を配置済みです。

1. 地域福祉からの推進
2. 関係機関・関係団体との連携の強化
3. 啓発や情報発信の充実
4. 事業所の参入促進
5. 推進のための財源確保
6. 人材の育成と資質の向上
7. 庁内推進体制の整備
8. 計画の進捗管理と評価・見直し

発行年月/令和6年(2024年)3月

発行/下関市

編集/下関市 福祉部 障害者支援課

〒750-8521 下関市南部町1番1号 TEL 083-231-1111(代表)

